



島根県報

令和3年12月10日（金）

号外 第 147 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（3件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 6

告 示

島根県告示第727号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長			
一般国道	432号	松江市大庭町76番1地先から同市古志原六丁目976番12地先まで	前	A	メートル 7.30～ 23.80	1,235.63	松江県土整備事務所 左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅	
				B	17.50～ 54.20	1,251.03		
			C	20.00～ 45.50	72.00			
			後	A	7.30～ 23.80	1,235.63		
		B		17.50～ 54.20	1,251.03			
		C		20.00～ 45.50	72.00			
		松江市大庭町1460番地先から同市山代町477番6地先まで		前	A	12.37～ 19.40		94.66
			B		13.55～ 35.65	94.66		
後	A		10.40～ 17.55	93.20	県央県土整備事務所 道路改良工事 落石対策 拡幅			
	B		10.70～ 29.65	93.20				

〃	浜田作木線	邑智郡邑南町高見1388番2地先から同町和田1657番6地先まで	前	10.30～ 23.30	149.00	道路改良工事に伴う支障物件解体工事 減幅 迂回路撤去
			後	10.30～ 18.40	149.00	

島根県告示第728号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	鹿野吉賀線	鹿足郡吉賀町蓼野1353番3地先から同地先まで	前	メートル 4.02～ 5.93	メートル 77.92	益田県土整備事務所津和野土木事業所 災害防除工事 拡幅
			後	4.32～ 15.94	77.92	

島根県告示第729号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル		
県道	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町大久小坂24番10地先から同町大久杉ザイ4番1地先まで	前	7.00～ 81.20	278.00	隠岐支庁県土整備局	災害防除工事 拡幅
			後	7.00～ 81.20	278.00		

島根県告示第730号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	出雲市美談町420番1地先から同市国富町12番3地先まで	メートル 187.75	令和3年 12月10日	出雲県土整備事務所	
県道	甲田作木線	邑智郡邑南町上田4123番地先から同886番3地先まで	83.40	令和3年 12月10日	県央県土整備事務所	
〃	別府川本線	邑智郡川本町大字川本1221番4地先から同地先まで	74.26	令和3年 12月10日		